

**2020年度『街の灯』支援事業(特別枠)**  
**コロナ禍を乗り切るための支援**  
**募集要項**

世界各地で広がる新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の感染拡大は、日本の国際協力NGOにも深刻な影響を及ぼしています。

アユス仏教国際協力ネットワーク（以下、アユス）は、2020年度から始まる『街の灯』支援事業の支援金の一部を活用して、アユスのパートナーである国際協力NGOに対して、COVID-19の影響で困難な状況に直面している国内外の事業や、COVID-19の感染拡大で支援が届きにくい人たちに対する緊急援助等で必要とされる資金を迅速に提供するための支援を行います。

この『街の灯』支援事業は、アユス創設者である故茂田眞澄初代理事長（2019年8月逝去）が生前に常々口にしていた「光のあたらないところに光を」を理念として、日本の国内外で「光があたらない」活動に取り組むNGO/NPOに協力することを目的としたアユスの新しい支援事業です。2020年度より開始し、通常3年間を限度として、国内外で行われている上記の理念に沿った活動を支援する予定ですが、それとは別に、今回の支援は特別枠として、国際協力NGOがCOVID-19の影響で継続が困難になっている事業や、緊急的な対応が迫られる中で必要とされる活動の資金を迅速に提供したいと考えています。通常の『街の灯』支援事業については、後日改めて募集を行います。

COVID-19が終息するまで困難な状況が続きますが、この支援が国際協力NGOの活動を支える一助になればと願っています。奮ってご活用をご検討いただければ幸いです。

- 支援件数：4件
- 支援金額：1件につき50万円を上限とします（総額200万円）。
- 対象期間：2020年4月から2021年3月までの1年間（支援決定日からさかのぼって活用いただけます）
- 対象事業：下記のいずれかに該当する事業や案件が対象になります。
  - ①現在国内外で行われている事業で、COVID-19の影響により、資金調達や事業遂行が困難になるなど、活動の継続が厳しくなっているもの
  - ②COVID-19の感染拡大で、治療や予防・心身のケア・生活の維持等に必要な支援が届きにくい人たちに対する緊急援助等の実施、あるいは実施を検討している案件
- 対象経費：特に指定はありません（事業費でも人件費でも管理費でも何でも使えますが、申請した事業のみに充てることを条件とします）。
- 対象団体：過去にアユスから支援を受けたことがある国際協力NGO（パートナーNGO）
- 申請期間：2020年4月27日（月）から5月11日（月）18時まで（必着）
- 申請方法：所定の支援申請書に記載の上、アユス事務所まで電子メールに添付して締切日時までにご応募ください。1団体につき1事業のみ申請を受け付けます。  
申請内容を見て、必要に応じて事前に電話等でヒアリングを行うことがあります。
- 選考方法：5月中旬に開催される当会の選考委員会（理事会）で支援先を決定します。
- 結果通知：支援先を決定後、速やかに申請団体宛に通知文書を送付します（選考結果に関わる理由等の問い合わせには応じられません）。
- 支援金支払：支援が決定した団体に対し、速やかに指定された銀行口座に一括で振り込みます。
- 完了報告書：支援終了後、1ヶ月以内に完了報告書を提出いただきます。
- 問い合わせ・応募先：  
特定非営利活動法人 アユス仏教国際協力ネットワーク「街の灯支援事業」係  
TEL 03-3820-5831 FAX 03-3820-5832 E-mail tokyo@ngo-ayus.jp  
※現在在宅勤務／テレワークを導入していますので、ご連絡はメールでお願いいたします。